

大学等で基礎資格と単位を修得し、高等学校教諭免許状を取得したい方

免許状の種類

- 高等学校教諭免許状（専修、1種）

根拠規定

- 免許法別表第1

取得方法

- 大学等で基礎資格と単位を修得し、高等学校教諭免許状を取得する方法は、
〈表25〉のとおりです。

<表 2 5 >

取得しようとする免許状		専修	1種			
所 資 格	基礎資格		修士	学士		
	最低修得単位数の合計 (ア)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ)		83単位	59単位		
第 1 欄	欄	科目	含めることが必要な事項			
	第 2 欄	教科及び 教科の指 導法に関 する科目	教科に関する専門的事項 ※<表 2 6 >の該当する教科の科目	各科目について 各1単位以上	各科目について 各1単位以上	
			各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	4（1）単位 以上 ※受けようとする 免許教科	4（1）単位 以上 ※受けようとする 免許教科	
	最低修得単位数（ア）		24単位	24単位		
	教 科 及 び 教 職 に 関 する 科 目	第 3 欄	教育の基礎的 理解に関 する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	左の事項を すべて含む こと	左の事項を すべて含む こと
				教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）		
				教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）		
				幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		
				特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	1単位以上	1単位以上
				教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	左の事項を すべて含む こと	左の事項を すべて含む こと
最低修得単位数（イ）		10（4）単位	10（4）単位			
第 4 欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な探究の時間の指導法	左の事項を すべて含む こと	左の事項を すべて含む こと		
		特別活動の指導法				
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）				
		生徒指導の理論及び方法				
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法				
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	8（5）単位	8（5）単位				
第 5 欄	教育実践に関する科目	教育実習 最低修得単位数（エ）	3（2）単位	3（2）単位		
		教職実践演習 最低修得単位数（オ）	2単位	2単位		
第 6 欄	大学が独自に設定する科目 最低修得単位数（カ）	36単位	12単位			

(注)

- 1 <表25>の科目の単位は、高等学校の認定課程を有する大学等の課程で修得しなければなりません。
- 2 <表25>の単位のほか、免許法施行規則第66条の6に定める次の科目の単位を、大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得する必要があります。

免許法施行規則第66条の6に定める科目	最低修得単位数
日本国憲法	2単位
体育	2単位
外国語コミュニケーション	2単位
情報機器の操作	2単位

- 3 「修士の学位を有すること」には、大学（短期大学を除く。）の専攻科又は文部科学大臣の指定するこれに相当する課程に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含みます。
- 4 「学士の学位を有すること」には、文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含みません。
- 5 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含む場合には、「教育の基礎的理解に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」を含む必要はありません。
- 6 「教育実習」は、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）の教育を中心とするものとします。
- 7 「教育実習」の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（授与を受けようとする普通免許状に係る学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含むことができる。）の1単位を含んでください。
- 8 「教育実習」の単位には、1単位まで、学校体験活動の単位を含むことができます。ただし、この場合において「教育実習」に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の「教育実習」の単位をあてることができません。（（注）の10関係）
- 9 「教育実習」の単位は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の教員（当該校種の臨時免許状を有すること。）として、1年以上良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者は、1年1単位の割合で「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」若しくは「教職実践演習」の単位を、これに替えることができます。
※ 非常勤講師の期間を有する者は、個別に通算できる期間が異なるため、群馬県教育委員会で確認をしてください。
- 10 幼稚園、小学校又は中学校教諭免許状を所持する者は、当該免許状を取得するために修得した以下の科目を、高等学校教諭免許状取得のためのそれぞれの単位にあてることができます。
 - (1) 「教育の基礎的理解に関する科目」・・・8単位まで
 - (2) 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」・・・2単位まで
 - (3) 「教育実習」・・・2単位まで
 - (4) 「教職実践演習」・・・2単位まで

- 11 数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産及び商船の各教科の免許状を取得する場合には、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」若しくは「教育実践に関する科目」の単位の半数までの単位を当該免許状に係る「教科に関する専門的事項」であてることができます。

<表 2 5>の「教科及び教職に関する科目」の（ ）内の数は、その場合の「教科及び教職に関する科目」の各科目の最低修得単位数です。